

2017(平成29)年3月31日

日本酸化チタン工業会

平成28年度第6回化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会概要と
当会対応の件

首題に関し、2017年3月17日に標記措置検討会が開催されましたので、情報共有のためその概要と当会の進め方を下記させていただきます。

尚、当日配布された資料は別添の通りです。

引き続きご理解・ご支援の程宜しくお願い申し上げます。

記

1. 措置検討会での議事

(1) 健康障害防止措置の検討シート（酸化チタン（IV））の内容確認

別添資料1の通り、従来と同様の内容で実施することが確認されました。

(2) 酸化チタン（IV）に関する調査票の内容確認

別添資料2の通り、従来と同様の内容で実施することが確認されました。

(3) 意見照会、ヒアリング対象の関係事業者・団体等

日本化学工業協会、日本塗料工業会、印刷インキ工業会、日本自動車工業会、ポリオレフィン等衛生協議会、日本製紙連合会、日本化学繊維協会、日本製薬団体連合会、日本ゴム工業会、日本化粧品工業連合会、ビジネス機械・情報システム産業協会、化成品工業協会、日本工業塗装共同組合、日本パウダーコーティング共同組合、日本酸化チタン工業会、そして食品業界、光触媒業界と溶接業界を追加した18関係事業者・団体となりました。

(4) 今後の予定

ア、関係事業者・団体等への意見照会

意見照会：2017(平成29)年3～4月頃

回答期限：2017(平成29)年5月末頃

イ、2017(平成29)年度第1回措置検討会

日時：2017(平成29)年6～7月頃

議事：関係事業者・団体等からのヒアリング実施（3～4関係事業者・団体等／1回）

ヒアリング終了次第、具体的な措置について議論が予定されています。

また、今回から座長が菅野委員から小野委員に交代しました。

2. 日本酸化チタン工業会の対応

(1) 酸化チタン (IV) に関する調査票対応

当会加盟各社が実際に実施している酸化チタン (IV) の製造又は取扱い業務において、健康障害防止のための取り組み、ばく露作業に対する措置の状況や産業活動への影響等を記載すると同時に川下業界の皆様と歩調を合わせ誠実に対応します。

(2) ヒアリング対応

厚労省のスタンスは酸化チタンの有害性は IARC 2B だから有害性は高いとの認識です。しかし、当会はその認識に下記 URL に示しているように賛同できません。

<http://www.sankatitan.org/kaihou.pdf/kaihou378oct2016/2016.10hatsugan.pdf>

さらには IARC 2B の根拠は非現実的かつ非科学的な試験結果を引用していることから、酸化チタンに有害性があるとの結論には辿り着けません。

この主張の詳細は当会 URL の【酸化チタンのハザード分類に関する見解】で詳しく開示していますのでご高覧下さい。

<http://www.sankatitan.org/kaihou.pdf/kaihou382feb2017/2017.2sankachitanhazado.pdf>

上述しました内容を基本に今後のヒアリングに臨む所存です。

引き続き日本酸化チタン工業会はサプライチェーンの皆様との協調を保ち、これからの措置検討会に対処していく所存です。

今後とも宜しく申し上げます。

以 上